

議案第108号

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第10条を次のように改める。

（感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第10条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から、町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が認めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、感染症防疫作業手当を支給する。

2 感染症防疫作業手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる作業以外の作業 1日につき3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 1日につき4,000円

第16条中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 幕別町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。